

職員の交通事故及び交通違反に係る処分基準

昭和 42 年 7 月 20 日施行
平成 18 年 9 月 28 日最終改正

1 処分基準は、原則として次のとおりとする。

加害の区分 違反の内容		事 故 を 伴 う 場 合				交通法令 違 反	備 考
		人 的 被 害			物的損害		
		死 亡	重 傷	軽 傷			
交通事故措置義務違反 (ひき逃げ、あて逃げ) 飲酒運転 無免許運転		懲戒免職	懲戒免職 停 職			※1 懲戒免職 停 職 減 給	※1 ただし、酒酔い運転は、停職以上の処分とする。
上 記 違 反 の 教唆又は幫助		懲戒免職 停 職	懲戒免職 停 職 減 給			懲戒免職 停 職 減 給 戒 告	運転者が起こした事故又は違反の区分に応じ て適用する。
速 度 違 反 (超過 30 km以上)		懲戒免職 停 職	懲戒免職 停 職 減 給	停 職 減 給 戒 告		※2 減 給 戒 告 訓 告	※2 ただし、初回の場合は、原則として訓告とする。
その他 違 反	相手方過失	懲戒免職 停 職	停 職 減 給 戒 告	戒 告 訓 告 口頭訓告		※3 初回不問	※3 ただし、再犯は口頭訓告とし、回を重ねるごとに加重する。
	無		戒 告 訓 告 口頭訓告				
	相手方過失 有	停 職 減 給	減 給 戒 告 訓 告	訓 告 口頭訓告			
公務中の場合		損害賠償を県費で補填しなければならない事案については、減給以上の処分とする。					
不可抗力の場合		情状酌量する。(正常運転、事後措置適切)					

(注)

- ① 「重傷」とは、全治1ヶ月以上の治療を要すると診断された傷害をいう。
- ② 「軽傷」とは、全治1ヶ月未満の治療を要すると診断された傷害をいう。
- ③ 「物的損害」とは、家屋その他他人の所有物、公共施設等に与えた損害をいう。
- ④ 「交通事故措置義務違反(ひき逃げ、あて逃げ)」とは、道路交通法第72条第1項前段の規定に違反することをいう。
- ⑤ 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)の規定に違反して、酒に酔った状態で運転すること(「酒酔い運転」という。)及び同法施行令第44条の3に定める程度以上に身体にアルコールを保有する状態で運転すること(「酒気帯び運転」という。)をいう。
- ⑥ 「その他違反」とは、交通事故措置義務違反(ひき逃げ、あて逃げ等)、無免許運転、飲酒運転及び速度違反(超過 30 km以上)以外の違反をいう。
- ⑦ 「再犯」とは、1年以内に再度法令違反等を起こした場合をいう。

2 処分は、次の事項を勘案して決定する。

- (1) 事故発生の原因及び状況
- (2) 刑事処分の状況
- (3) 公安委員会の行政処分の状況
- (4) 県に与えた損害の状況
- (5) 違反の種類及び重複累加
- (6) 相手方の過失の有無及び程度
- (7) 被害者に対する措置状況
- (8) 報告の怠慢又は故意の隠ぺい
- (9) 当該職員が管理職である場合